



令和 8 年 2 月 20 日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について（1）

関東地方整備局は、株式会社 KIKUZAKI 電気（東京都多摩市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本 （内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木 （内線：5880）

経理調達課 課長 池田 （内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
株式会社 KIKUCHIKAKEI 電気	東京都多摩市諏訪 1 丁目 5 番地の 9

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 2 月 20 日から令和 8 年 3 月 19 日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、令和 7 年 3 月から同年 7 月までの期間、神奈川県内の民間工事において、建設業法第 26 条第 3 項の規定に違反して、配置技術者を専任で置かなければならない工事において配置した主任技術者を、他の工事の主任技術者として兼務させた。

このことが、同法第 28 条第 1 項本文に該当するとして、令和 7 年 12 月 15 日、東京都知事より監督処分（指示）を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして東京都知事から監督処分（指示）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第 2 第 13 号>

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内